

令和2年12月23日教育長決裁

このガイドラインは、市の公民館及び公民館類似施設（以下「公民館等」とする。）の条例及び施行規則に基づく管理上必要な措置として、公民館等の管理者及び利用者が、新型コロナウイルス感染症対策として実施すべき基本的な事項をとりまとめたものである。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、適宜見直しをするものとする。

1 対象施設

(1) 公民館

金谷公民館、六合公民館、初倉公民館

(2) 公民館類似施設

北部ふれあいセンター、初倉西部ふれあいセンター

大津農村環境改善センター、伊久身農村環境改善センター

川根地区センター

2 公民館等の開館について

公民館等については、以下の「施設開館の基準」を指針とするが、必要に応じ、各部屋の定員の制限を要請するなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開館するものとする。

・施設開館の基準

- (1) 定期的に換気を行うことが可能である
- (2) 多数の利用者により密集場所とならない
- (3) 間近で会話や発声をすることに対策がとれている
- (4) 利用者に対し、来館前の検温、入退館時の消毒や手洗い、3密の回避の周知を行う
- (5) 利用者の連絡先等の情報を取得すること

3 利用決定の可否について

公民館等の利用決定について、新型コロナウイルス感染症対策が講じられていないと判断できる場合は、公民館等の使用の許可をしないものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症リスクに関する判断基準は、以下の「3密の回避」のほか、直近の感染拡大の状況に伴い、総合的に判断するものとする。

- (1) 換気の悪い「密閉空間」とならない
- (2) 多数が集まる「密集場所」とならない
- (3) 間近で会話が発生をする「密接場面」とならない

4 公民館等の閉館及び利用制限について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国及び県が緊急事態宣言を発令した場合、又は、市が感染拡大防止の措置が必要と認めた場合において、一定の期間公民館等の閉館又は利用制限を実施することができるものとする。

閉館又は利用制限の実施に当たっては、事前に市民及び利用者への周知に努めるものとする。

5 閉館及び利用制限後の開館について

4において閉館及び利用制限実施した後の開館及びその時期については、以下の基準により判断するものとする。

- ・国及び県が発令した緊急事態宣言の期間が終了したとき
- ・市の感染拡大防止措置が終了したとき

6 施設管理者において実施する事項

(1) 施設利用の注意点の周知

事前に施設利用の注意点を施設の入口などに明示するとともに、利用申込時などに注意喚起を徹底する。

(2) マスク着用の周知・確認

熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用するよう周知する。

(3) 手指消毒剤の設置

入口付近に手指用消毒液等を配置する。

(4) 来場者の体調の確認

自宅で検温をし、発熱（平熱時から1℃超過）又は咳・咽頭痛などの症状がある場合は入館を断わる場合があることを周知する。

(5) 対人距離の確保

①歌唱や大声での歓声、声援等が想定されない場合には、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員以内とし、最低限人と人が接触しない程度の間隔を空けることを周知する。

②歌唱や大声での発声が想定される場合には、マスク着用を徹底し、その他必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、収容率を下げ貸し出しをする。

(6) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(7) 換気

屋内施設については、定期的な次のとおり換気することを周知する。

①窓が2か所あれば、完全に空気を入れ替えること。（機械換気でも可）

②窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫をする。

(8) 館内の消毒

定期的に館内及び共有物品等の消毒を行う。

(9) トイレの消毒、使用等

①不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じて清拭消毒を行う。

②トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。

③混雑するときは、できるだけ1メートルの間隔を空けた整列を促す。

(10) 休憩スペース

①一度に休憩する人数を減らし、席をずらすなど真正面での飲食や会話をしないよう掲示により周知する。

②屋内スペースの場合は、常時換気する。

③共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。

(11) 来場者の把握等

新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、連絡先等の情報を保健所等の公的機関に提供する旨を事前に来場者へ周知する。

7 利用者が実施する事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（平熱比1℃超過）又は咳・咽頭痛などの症状があるとき、また同居人に濃厚接触者又は感染の疑いがあるときは、利用を控える。

(2) 利用人員・利用の制限

施設管理者が定めた各室の制限人員を遵守する。また、特定の行動が制限されている場合は、制限を守った上で利用する。

(3) マスクの着用

熱中症等の対策が必要な場合を除き、必ずマスクを着用する。

(4) 手洗い、手指消毒等

利用前後に消毒液又は石鹼による手洗いなど、「新しい生活様式」に基づき徹底する。

(5) 対人距離の確保

受付に並ぶときはできるだけ他者との距離を確保し、座席に座るときは、対面をさけ、隣との間隔（1メートル以上）を確保する。

(6) 利用者の確認

各部屋を利用する際は利用者名簿に記入する。

(7) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流す。

(8) 換気

利用する部屋については、定期的に換気する。

(9) 消毒

利用した部屋のいす・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行う。

(10) ごみの廃棄

ごみは持ち帰る。

8 その他

- ・ 7 利用者が実施する事項については、別紙1「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を活用し周知すること。
- ・ 利用者の情報取得には、別紙2「利用者名簿」を使用する。取得する情報は、感染状況に応じて変更するものとする。
- ・ 施設管理者は利用者に対し、接触確認アプリ「C O C O A」のインストールを推奨し、利用者はできる限りインストールすること。

《参考》

島田市立公民館条例、島田市農村環境改善センター条例施行規則、島田市ふれあいセンター条例施行規則、川根地区センター条例施行規則